

道の駅 燕三条地場産センター・レンタサイクル利用規約

1. 利用申込

- ・利用の申し込みは、1) 受付カウンターで申込み、2) 電話予約のいずれかの方法で行うことができます。
- ・利用手続きの際は、利用申込書に必要事項をご記入の上、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）を一緒にご提示ください。
- ・18 歳未満の方が利用される際は、親権者または 18 歳以上の保護者との同行、または事前の承諾が申し込みの条件となります。ただし、中学生以下の方がご利用の場合は、保護者の同行が必要です。
- ・手続きに際し、当センターが知り得たお客様の個人情報、当センターのレンタサイクル業務及び商品管理以外の目的では使用しません。
- ・貸出は、利用者おひとりにつき、1 台までとなります。
- ・乗車用ヘルメットの着用が努力義務となります。ヘルメットのご持参を推奨いたしますが、貸出用もご用意できます。
- ・ご利用の方の身長や体重が自転車設計の想定範囲を超える場合は、利用をご遠慮いただくことがあります。

2. 利用料金

- ・利用料金は、1 日 1,100 円です。（施設所有者賠償責任保険を含む。）
- ・利用料金は、ご利用前に現金でお支払いいただきます。

3. 予約のキャンセル

- ・予約のキャンセルは、貸出当日まで受け付けています。キャンセル料は発生しません。
- ・事前の連絡がなく、ご利用時間を経過した時点で、自動的にキャンセルとさせていただきます。

4. 利用時間

- ・利用時間は、貸出日当日の 9:30~17:00 です。貸出、返却の手続きは利用時間内としてください。
- ・冬季期間（12 月初旬～3 月初旬）は貸出を休止します。また当日の気象状況によっては予告なく休止することがあります。

5. 自転車の故障・損傷

- ・利用中に自転車が故障または損傷した場合は、直ちに運転を中止し、当センターまでご連絡ください。
- ・お客様の責による自転車の故障・損傷（パンクを含む）の場合は、修理代の実費をお客様にてご負担いただきます。但し、お客様の都合上、修理が不可能な場合は、直ちに当センターへご連絡ください。
- ・お客様の責により、自転車に修復不可能な損傷を与えた場合は、車両の定価相当の金額を申し受けます。

6. 自転車の盗難

- ・利用中に自転車から離れる際は、必ず施錠してください。
- ・利用中に自転車を盗難または紛失した場合は、直ちに警察署に届け出をし、当センターまでご連絡ください。
- ・自転車の鍵を紛失、破損した場合は、交換作業にかかる実費をご負担いただきます。
- ・お客様の責により自転車が盗難または紛失した場合は、車両の定価相当の金額を上限に違約金をお支払いいただく場合があります。なお、違約金受領後に自転車の返還を受けても違約金の返金はいたしません。

道の駅 燕三条地場産センター・レンタサイクル利用規約

- ・自転車を放置禁止区域等に放置し移動保管された場合は、返還に要した費用をお客様にて全額ご負担いただきます。

7. 事故・保険

- ・利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届けるなど法令に定められた処置をとるとともに、当センターまで事故発生の時間、場所、原因、事故の状況をご報告ください。
- ・「8. 禁止事項」に反した事故等について、示談・協議が必要となった場合は、お客様自らの責任において行っていただきます。また、利用中に発生した衣服の汚損、所持品の破損等の事故に至らないトラブル(利用者が第三者に与えた損害等を含む)もこれに含みます。
- ・前項にかかわらず、当センターが第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当センターが損害を受けることとなった場合は、お客様にその損害賠償を請求いたします。
- ・保険の補償内容

【施設所有者賠償責任保険】

○対人・対物賠償責任補償額：1事故あたりの補償てん補限度額1億円

- 1) 自転車の所有・使用または管理上の不備によりお客様に怪我を負わせてしまった場合(第三者に怪我をさせてしまった場合も含む)の法律上の賠償責任を補償
- 2) お客様の運転操作誤り等で他人に衝突した場合などの第三者に対する法律上の賠償責任を補償

※器物破損や利用者個人のケガや死亡等には適用されませんので、お客様自身が対象となる自転車保険への加入を推奨いたします。

8. 禁止事項

- ・レンタサイクルをご利用の際は、自転車の交通ルールを厳守し、次の行為を行わないでください。
 - 1) 飲酒・無謀運転、その他交通規則に反する行為
 - 2) 危険箇所、不適切な場所での利用
 - 3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
 - 4) 自転車または付属品などの改造等現状の変更
 - 5) 運転中に自転車の異常(パンクなど)を認めた場合に運転を継続する行為
 - 6) お客様以外の第三者に利用させること
 - 7) その他公序良俗に反する行為

9. 利用規則の違反

- ・お客様が利用規約に違反した場合、利用中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。利用停止の場合は当センターが受領した利用料金の払い戻しは一切いたしません。
- ・利用規約の違反により当センターまたは第三者が損害を受けることとなった場合は、お客様にその損害賠償を請求いたします。

10. 規約の変更

- ・利用規約の内容は事前に告知することなく変更されることがあります。